

平成 29 年 11 月 30 日
警 察 本 部

防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインの策定について

1 趣旨

防犯カメラは、犯罪予防力の高い生活環境を整える対策の 1 つとして有用性が認識され、県内でも急速に普及しつつある。個人情報やプライバシー保護等に配意しつつ、適切かつ効果的な活用を推進するため、市町、町内会、事業者等が設置する防犯カメラについて、適正な設置・運用に関するガイドラインを策定し、防犯カメラの更なる普及促進を図る。

【ガイドラインの位置付け】

「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例

- 子どもの安全確保に関する防犯指針（第 12 条）
- 道路・公園・駐車(輪)場に関する防犯指針（第 17 条）
- 住宅に関する防犯指針（第 21 条）

「めざそう！安全・安心・日本一」 ひろしまアクション・プラン (H28-H32)

- 防犯に配慮した生活空間の整備促進
 - ・ 防犯カメラ等の設置促進

防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

各防犯指針を補完

2 ガイドライン(案)の概要及び本文

別添のとおり

3 ガイドラインの策定スケジュール

区分	平成 29 年							平成 30 年		
	5	6		9	10	11	12	1	2	3
ヒアリング・意見照会	→	有識者		→	県「減らそう犯罪」推進会議（会長：知事）の委員等 (首都大学東京 星周一郎教授等)					
各種会議						● 県公安委員会 ● 県議会（警察・商工労働委員会） ● 県「減らそう犯罪」推進会議 ～ 案を審議・了承				
パブリックコメント					→	実施		● 修正の上、公表		

4 参考

全国では、現時点、24 府県において、府県としてのガイドラインを策定済み。

「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」(案) の概要

I はじめに

1 ガイドライン策定の目的

防犯カメラは、その有用性が認識され、暮らしの中で急速に普及しつつある一方で、プライバシーの侵害に関し不安を感じる県民もいることから、その不安を解消し、カメラの適切かつ効果的な活用を推進する。

2 ガイドラインの対象となるカメラ

以下の3要件全てに該当するもの

- (1) 「犯罪の防止」を目的として設置されているカメラ
- (2) 不特定かつ多数の人が利用又は往来する施設や場所に継続的に設置されているカメラ
- (3) 画像を記録媒体に保存する機能を備えたカメラ

II 防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき事項

1 設置目的の設定及び目的外利用の禁止

設置目的を明確に定め、目的を逸脱した利用は行わないこと。

2 設置場所及び撮影の範囲等

防犯効果が発揮され、かつ、私的な空間等が撮影されないよう撮影範囲を設定し、設置場所などを定めること。

3 設置の表示

防犯カメラを設置していること及び設置者等の名称・連絡先を表示すること。

4 管理責任者・操作取扱者の指定

防犯カメラなどの適切な管理情報の漏えい防止等に配慮するため、管理責任者を指定すること。

管理責任者が自ら操作しない場合は、別に操作取扱者を指定すること。

5 密密の保持

記録された画像のほか、画像から知り得た情報についても、漏えいしたり、不当に使用したりしないこと。

6 撮影された画像の適正な管理

画像の漏えい等を防止するなどの安全管理を図るために、次の事項に留意し、必要な措置を講じること。

- (1) 記録装置等がある場所は、情報漏えい防止措置を講じること。
- (2) 記録した画像の不必要的複写や加工はしないこと。また、記録媒体は、施錠のできる保管庫等に保管し、外部への持ち出しや転送ができない措置をとること。
- (3) 画像の保存期間は、必要最小限度の期間とすること。
- (4) 保存期間を経過した画像は速やかに消去するか、上書きによる消去を確実に行うこと。
- (5) 記録媒体を処分するときは、破碎するなど画像等が読み取れない状態にすること。
- (6) 防犯カメラの構成機器をインターネットに接続する場合は、ウイルス対策ソフトを使用するなど、情報漏えい防止措置を講じること。

7 撮影された画像の閲覧・提供の制限

- (1) プライバシーを保護するため、次の場合を除き、設置者等が、画像を設置目的以外に利用することや、第三者に閲覧、提供することを禁止する。
- ・ 法令に基づく場合
 - ・ 人の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合
 - ・ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場合
 - ・ 画像から識別される本人の同意がある場合又は本人に提供する場合
- (2) 画像の閲覧・提供に当たっては、その必要性を十分検討するとともに、要請者の身元確認を確實に行い、提供日時、提供先等を記録し、一定期間保存しておくこと。

8 苦情等への対応

防犯カメラの設置・運用に関する苦情や問合せには、誠実かつ迅速に対応すること。

9 業務の委託

防犯カメラの設置・運用に関する業務を事業者等に委託する場合は、適正な運用等について委託先に徹底すること。

10 保守点検等

定期的に保守点検を行い、必要に応じて設置場所等の見直しや機器の更新を行うとともに、パソコン等で防犯カメラ画像を取り扱う場合は、セキュリティ対策に十分な配慮をすること。

防犯カメラの運用を廃止する場合は、責任を持って機器等を撤去するとともに、記録装置等に保存されている画像は、確実に消去すること。

III 設置・運用規程の策定

設置者等は、このガイドラインに基づき、利用目的や利用形態に合わせ、「設置・運用規程」を定めるとともに、組織内などでその周知を図ること。

IV 個人情報保護法等の遵守

防犯カメラで撮影され、記録された画像は、特定の個人が識別できる場合には、個人情報の保護に関する法律等に規定する「個人情報」に該当し、保護の対象となることから、個人情報を取り扱う場合は、ガイドラインのほか、法律等に基づき、適正に取り扱うものとする。





防犯カメラの設置及び運用に関する ガイドライン

(案)

平成 30 (2018) 年●月



1 ガイドライン策定の目的

広島県では、「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例（平成14年条例第48号）を制定し、県民をはじめ、事業者、ボランティア、関係団体、行政等の様々な主体が協働・連携しながら、だれもが安全で安心して暮らせる、犯罪の起こりにくいまちづくりをめざす「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動に取り組んでいます。

こうした中、防犯カメラは犯罪予防力の高い生活環境を整える対策の1つとして有用性が認識され、商業施設や金融機関、駐車場など私たちの暮らしの中で急速に普及しつつあり、より精度の高いカメラや高機能のカメラも登場しています。また、市町や町内会などが公共空間に防犯カメラを設置するケースも増えています。

一方、多様な主体が防犯カメラを設置することによって、知らないうちに撮影されたり、本来の目的から逸脱して画像を利用されたりするのではないかと不安を感じる方々もいます。

そこで、県では、こうしたプライバシーの侵害に対する不安を解消し、防犯カメラの適切かつ効果的な活用を推進するため、「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を策定し、普及啓発を行うこととしました。

このガイドラインは、防犯カメラを設置し、又は運用される方々に守っていただきたい基本的な事項をまとめたものです。ガイドラインに従って、それぞれの利用目的や利用形態に合わせ、防犯カメラの適正な設置及び運用に努めてください。



2 ガイドラインの対象となるカメラ

このガイドラインの対象となる防犯カメラは、次の3つの要件全てに該当するカメラとします（設置主体は問いません。）。

なお、これらの要件の一部を満たしていないカメラであっても、人を撮影する場合はプライバシー侵害のおそれがあるため、このガイドラインの趣旨を踏まえ、その保護に配慮した慎重な運用を行うことが求められます。



(1) 設置目的

「犯罪の防止」を目的として設置されているカメラ

施設管理、混雑程度の把握、事故防止、防火・防災等を主目的とするカメラであっても、設置目的に「犯罪の防止」が含まれるものは、このガイドラインの対象となります。

(2) 設置場所

不特定かつ多数の人が利用又は往来する施設や場所を撮影するために継続的に設置されているカメラ

（不特定かつ多数の人が利用又は往来する施設や場所の例）

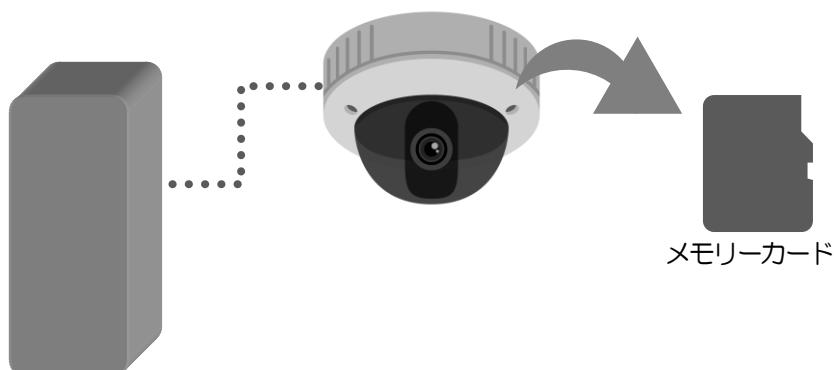
- 道路、公園・広場、駐車場・駐輪場
- 商店街・繁華街・地下街
- 空港ターミナル、鉄道駅、バスターミナル、フェリー乗り場
- 金融機関、小売店・百貨店・複合施設などの商業施設、病院
- 劇場・映画館・美術館、スポーツ・レジャー施設、観光施設、ホテル・旅館
- 寺院・神社



※ 不特定多数の人の出入りが想定されないマンション、アパート等共同住宅の内部、事業所・工場の敷地内等をもっぱら撮影しているカメラは、このガイドラインの対象となりません。

(3) 設置機器

画像を記録媒体（ハードディスク、メモリーカード等）に保存する機能を備えたカメラ



II

防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき事項

1 設置目的の設定及び目的外利用の禁止

防犯カメラを設置し、又は運用する者（以下「設置者等」という。）は、防犯カメラの設置目的を明確に定め、目的を逸脱した利用を行わないこととします。

2 設置場所及び撮影範囲等

防犯カメラで撮影された画像は、その取扱いによってはプライバシーを侵害するおそれがあるため、どこにでも防犯カメラを設置し、撮影してよいというものではありません。

設置者等は、防犯効果が発揮され、かつ、私的な空間や不必要な画像が撮影されないように撮影範囲を設定し、設置場所、撮影方向、設置台数を定めることとします。

また、設置に当たっては、防犯カメラを設置しようとする場所や施設の管理者の許可を得てください。

3 設置の表示

防犯カメラの設置について表示することは、プライバシーの保護に資するだけでなく、犯罪を抑止する効果を高めることにもつながります。

このため、設置者等は、防犯カメラを設置していること及び設置者等の名称・連絡先を設置区域内のよく見える場所に、分かりやすく表示することとします。

また、「犯罪の防止」以外の利用目的が含まれる場合は、その目的を併記するとともに、必要に応じて、設置者等のホームページ等で具体的な利用目的を公表することとします。

- ※ 設置場所等から設置者等が明らかな場合は、設置者等の名称・連絡先の表示を要しません。
- ※ 1つの施設に複数の防犯カメラを設置する場合には、撮影範囲が容易に認識できるのであれば、必ずしも全てのカメラに表示をする必要はありません。例えば、金融機関の建物等に設置する場合は、出入口に表示することで足りることが多いと考えます。
- ※ 外国人の多い地域では、外国語、イラストやピクトグラム（記号）の併記にも配意するよう努めてください。

【表示の例】



4 管理責任者・操作取扱者の指定

設置者等は、防犯カメラ及び画像の適切な管理、情報の漏えい防止等に配慮するため、管理責任者を指定することとします。

また、管理責任者は、自ら防犯カメラを操作しない場合は、適当な者を操作取扱者に指定し、その者だけに機器の操作を行わせることとします。



5 秘密の保持

設置者等、管理責任者及び操作取扱者は、防犯カメラによって人の容ぼう・姿態という個人情報を大量に収集し、管理することになるため、記録された画像のほか、画像から知り得た情報についても、漏えいしたり、不当に使用したりしないこととします。

なお、設置者等、管理責任者及び操作取扱者でなくなった後においても同様です。

6 撮影された画像の適正な管理

防犯カメラの機器については、画像のデジタル化や記録媒体の小型化、大容量化が進み、画像の複写や持ち出しが容易になっています。

設置者等は、画像の漏えい、滅失、き損、改ざん等を防止する等の安全管理を図るため、次の事項に留意し、必要な措置を講じることとします。

(1) モニターや記録装置、記録媒体がある場合は、施設や機器の状況に応じた情報漏えい防止措置を講じること。

※ 例えば、設置施設の施錠や許可した者以外の立入禁止、記録媒体収納箇所の施錠、画像再生のパスワード設定等の方法があります。

(2) 記録した画像の不必要的複写や加工はしないこと。また、画像を記録した記録媒体は施錠のできる保管庫等に保管し、外部への持ち出し、転送ができない措置をとること。

(3) 画像の保存期間は、設置目的を達成する範囲内で必要最小限度の期間（概ね最短で1週間、最長で1ヶ月以内）とすること。ただし、設置者等が業務の遂行又は犯罪・事故の捜査に協力するなどのため特に必要と判断するときは保存期間を延長できるものとする。

(4) 保存期間を経過した画像は速やかに消去するか、上書きによる消去を確実に行うこと。

(5) 記録媒体を処分するときは、破碎又は復元できない完全な消去等を行い、画像等が読み取れない状態にすること。また、処分の日時、方法等を記録しておくこと。

(6) 防犯カメラの構成機器をインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合は、ウイルス対策ソフトウェアを使用したり、パスワードを設定するなどして、情報漏えい防止措置を講じること。



7

撮影された画像の閲覧・提供の制限

(1) プライバシーを保護するため、次の場合を除き、設置者等、管理責任者及び操作取扱者が、防犯カメラで撮影された画像を設置目的以外に利用することや、第三者に閲覧させたり、提供したりすることを禁止することとします。

なお、第三者に画像を閲覧させ、又は提供する場合には、できるだけ関連する部分に限って行うこととします。

ア 法令に基づく場合

裁判官が発する令状に基づく場合（刑事訴訟法第218条第1項ほか）
や捜査機関からの照会（刑事訴訟法第197条第2項）に基づく場合等
をいいます。



イ 人の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合

迷子や認知症等の行方不明者の安否確認に必要な場合、
災害発生時に被害状況を情報提供する場合等が想定されます。



ウ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場合

警察の任意捜査への協力等が想定されます。



エ 画像から識別される本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

この場合でも、画像に記録されている他の人の画像や住居の様子等が見えないよう、マスキング処理を行うなど配慮し、他の人のプライバシーを侵害することがないよう、細心の注意が求められます。

(2) 画像の閲覧・提供に当たっては、設置者等及び管理責任者が、その必要性を十分検討するとともに、要請者に身分証明書等の提示を求めるなど、身元確認を確実に行うこととします。

また、画像を閲覧・提供したときは、提供日時、提供先、画像の内容、提供理由等を記録し、その記録を一定期間保存しておくこととします。



8 苦情等への対応

設置者等及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び運用に関する苦情や問合せには、誠実かつ迅速に対応することとします。

なお、必要に応じて、あらかじめ、苦情等の対応担当者を指定したり、対応要領を定めたりすることも有用です。



9 業務の委託

設置者等は、防犯カメラの設置や運用に関する業務の全部又は一部を事業者等に委託する場合は、このガイドライン及び設置・運用規程の遵守を委託契約の条件にするなど、情報漏えいの防止やプライバシー保護に配慮した適正な設置、管理及び運用を委託先に徹底することとします。

10 保守点検等

設置者等及び管理責任者は、防犯カメラの機能維持のため、定期的に保守点検を行うとともに、必要に応じて、設置場所、撮影範囲の見直しや機器の更新を行うこととします。

なお、パソコン等で防犯カメラの画像を取り扱う場合は、最新のウイルス対策ソフトを導入するなどセキュリティ対策に十分な配慮をする必要があります。

また、防犯カメラの運用を廃止する場合は、設置者等は、責任を持ってカメラや記録装置等の機器及び設置表示を撤去するとともに、記録装置等に保存されている画像は、確実に消去することとします。



III

設置・運用規程の策定

設置者等は、このガイドラインに基づき、防犯カメラの設置・運用を適正に行うため、利用目的や利用形態に合わせ、「設置・運用規程」を定めるとともに、組織内等でその周知を図ることとします。

なお、「設置・運用規程」は、次の事項を盛り込んだものとします。

- ① 趣旨
- ② 設置目的
- ③ 設置場所、設置台数、設置の表示
- ④ 管理責任者等
- ⑤ 画像の管理
- ⑥ 画像の利用及び閲覧・提供の制限
- ⑦ 苦情等への対応
- ⑧ 業務の委託
- ⑨ 保守点検

※ 末尾にある例を参考にしてください。

※ 個人が単独で防犯カメラを設置・運用する場合は、規程の策定は要しませんが、このガイドラインに沿った取りを行ってください。



IV

個人情報保護法等の遵守

防犯カメラで撮影され、記録された画像は、特定の個人が識別できる場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等に規定する「個人情報」に該当し、保護の対象となります。

設置者等、管理責任者及び操作取扱者は、個人情報を取り扱う場合は、このガイドラインのほか、個人情報の保護に関する法律等に基づき、適正に取り扱うものとします。



【参考例】

防犯カメラ設置・運用規程

1 趣旨

この規程は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、〇〇〇〇が〇〇（場所、施設）に設置する防犯カメラに関し必要な事項を定めることにより、その適正な設置及び運用を図るものとする。

2 設置目的

防犯カメラは、〇〇（場所、施設）における犯罪や事故の防止のために設置する。

※ 施設管理や防災など、他の設置目的がある場合は列挙します。

3 設置場所等

（1）設置場所及び設置台数

別紙「配置図」のとおり、〇〇（場所、施設）に〇台の防犯カメラを設置する。

※ 配置図には、カメラの設置箇所、撮影方向を表示します。

（2）設置の表示

防犯カメラの撮影区域のよく見える位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示し、表示板には、設置者名及び連絡先を記載することとする（別紙「表示板」参照）。

※ 施設の名称などから設置者名が明らかな場合は、設置者名等を表示することができます。

4 管理責任者等

（1）防犯カメラの適正な設置運用を図るため管理責任者を置く。

（2）管理責任者は、〇〇〇〇とする。

（3）管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置く。

（4）操作取扱者は、〇〇〇〇とする。（又は「操作取扱者は、管理責任者が指定した者とする。」）

（5）管理責任者の責務は、次のとおりとする。

ア 本規定に基づき、防犯カメラ及び画像を適切に管理すること。

イ 画像により知り得た情報の漏えい又は不当な使用をしないこと。また、防犯カメラの管理に従事する他の者や操作取扱者が、画像により知り得た情報の漏えい又は不当な使用をしないように必要な措置を講じること（当該役職でなくなった後も同様。）。

※ 管理責任者自らが防犯カメラを取り扱う場合は、（3）と（4）は不要です。

5 画像の管理

（1）機器の管理

【カメラと記録装置・媒体が別個のものである場合】

記録装置の保管場所は、〇〇室とし、管理責任者が施錠して、適正に管理することとし、同所へは、管理責任者、操作取扱者及び管理責任者が許可した者以外は立ち入ることができない。

【カメラと記録装置・媒体が一体のものである場合】

カメラの画像データ（又は画像データが保存された記録媒体）については、管理責任者、操作取扱者以外の者が記録装置から取り出すことができないよう、パスワードの設定（又は施錠）をしなければならない。

(2) 記録媒体の管理

記録媒体を記録装置から取り出した場合は、施錠可能な保管庫に保管し、外部への持ち出しや転送を禁止する。

(3) 画像の不必要的複製等の禁止

記録された画像の不必要的複製や加工をしてはならない。

(4) 保存期間

保存期間は、〇週間とする。ただし、管理責任者が特に必要と認めた場合は、保存期間を延長することができる。

(5) 画像の消去

保存期間を経過した画像は、上書き等により速やかに、かつ、確実に消去することとする。

記録媒体を処分するときは、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認の上処分し、処分した日時、方法等を記録する。

6 画像の利用及び閲覧・提供の制限

(1) 記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しないこととする。

また、次の場合を除き第三者に閲覧させたり、提供したりすることを禁止する。

ア 法令に基づく場合

イ 人の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合

ウ 捜査機関等から犯罪・事故の検査等のため情報提供を求められた場合

エ 画像から識別される本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

(2) 閲覧・提供に当たっては、相手先から身分証明書の提示を求めるなど身元確認を行うとともに、別

紙「画像提供記録書」に日時、相手先、目的、画像の内容等を記録し、〇年間保存する。

7 苦情等への対応

設置者等及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び運用に関する苦情や問合せを受けたときは、誠実かつ迅速に対応することとする。

8 業務の委託

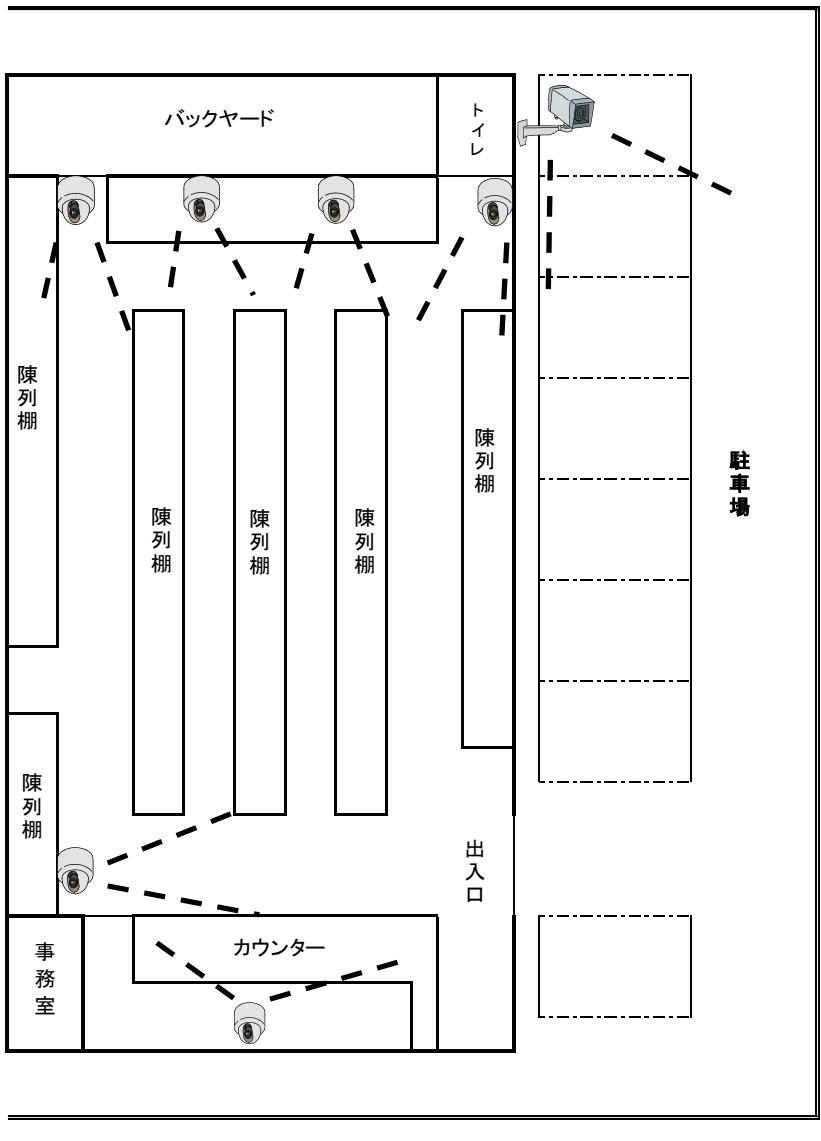
防犯カメラの運用に関する業務の全部又は一部を事業者に委託する場合は、受託者に本規定を遵守させ、情報漏えいの防止やプライバシーの保護に配慮した適正な設置、管理及び運用を徹底させるものとする。

9 保守点検

防犯カメラの機能維持のため、〇ヶ月ごとに保守点検を行うものとする。

別紙

【配置図の例】



【表示板の例】



【画像提供記録書の様式例】

提供日時		平成 年 月 日 時 分
提 供 先	所属機関	
	職・氏名	
	連絡先	
画像内容		
録画時間		～ (時間 分 秒)
提供方法		<input type="checkbox"/> 閲覧のみ <input type="checkbox"/> 記録媒体複製() <input type="checkbox"/> その他()
提供理由		
身分確認		
その他		

取扱者氏名



「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動
マスコットキャラクター『モシカ』

広島県

警察本部生活安全部生活安全総務課 広島市中区基町9番42号 TEL 082-228-0110 (代表)
広島県警察ホームページ <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police>
～上記ホームページにガイドライン本文及び概要版を掲載しています～